

○コソヴォ難民に係る物資協力の実施について

(平成11年4月6日
閣議決定)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第25条第1項の規定に基づき、コソヴォ難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成11年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)に対し、現在、アルバニア共和国及びマケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国においてコソヴォ難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1) テント 1,000張

(2) 上記物品の輸送に必要な役務

を予算の範囲内においてそれぞれ無償で譲渡又は提供する。

説明

- 1 ユーゴスラヴィア連邦共和国のコソヴォ自治州においては、アルバニア人に対し、ユーゴ軍及びセルビア治安部隊による大規模

かつ組織的な攻撃が続いており、ここ数日間だけで十万人近い難民が新たに周辺諸国に流出していると言われている。

2 この状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)を始めとする各種の人道救援機関が援助活動を実施してきており、難民の増大とともに活動を拡大してきたところである。

3 今般、UNHCRから我が国政府に対し、UNHCRの活動に早急に必要なテントの譲渡要請がなされたものである。